

たつの市定例記者会見資料	
発表年月日	平成28年7月4日（月）
担当課	こども未来部子育て支援課
電話	0791-64-3153

報道機関各位

「子育てきらきらクーポン券」の取扱店を募集

本市では、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、「子育てきらきらクーポン券」を発行します。民間と市が一体となって子育て世帯を応援する当事業に協賛していただける事業者（クーポン券取扱店）を募集します。

1 募集事業者

市内に店舗を有する事業者

※ただし、風営法の適用を受ける業種及び風俗営業に類似する業種等は対象外とします。

※なお、クーポン券取扱店の登録は市内の店舗に限ります。

2 応募方法等

①所定の申請書に必要事項を記入し、子育て支援課へ提出します。

※申請書及び募集要項は市ホームページからダウンロードできるほか子育て支援課及び各総合支所市民福祉課の窓口を設置します。

②取扱店として認定した事業者には、取扱店登録認定書の交付及び啓発物資（掲示ステッカー、のぼり等）を配付します。

※登録期間は交付日から当該交付年度の3月31日までとします。

なお、登録の辞退申出が無い限り、自動更新とします。

③認定した事業者に、協賛金（1口2,000円）をお願いします。

※口数に応じて配付する啓発物資（のぼり旗）の数量が異なります。

※更新毎に協賛金（1口2,000円）をお願いします。

3 募集期間等

①平成28年7月8日（金）～平成28年8月31日（水）

※募集期間以後も随時取扱店の募集を行いますが、その場合、事業周知ポスター等への掲載は、次年度になります。なお、募集期間以後に応募された事業者については、随時、市ホームページに掲載します。

②公募周知については、市ホームページ、広報誌に掲載するほか、各公共施設等にポスター掲示及びチラシを設置します。

4 事業概要

市内の取扱店で利用できるクーポン券を対象者からの申請に基づき
交付します。

①交付対象者

対象児童と同居し養育している市内在住の保護者

②対象児童

次の要件をすべて満たす児童

- ・ 中学3年生以下であること
- ・ 18歳に達する年度の3月末までの児童のみで出生順を数え、第2子目以降であること

③申請受付（交付）期間（平成28年度分）

平成28年11月1日（火）～平成29年3月31日（金）

④子育てきらきらクーポン券

- ・ 500円のクーポン券が10枚綴りで1冊になっています。
- ・ 「大型店・量販店・コンビニ店用」5枚と「専門店用」5枚を1セットにしたクーポン券（5,000円分）です。
- ・ 1,000円（税込）の支払いにつき、500円のクーポン券が1枚使用できます。
- ・ 使用期間は交付日から交付した年度末まで

⑤交付冊数

対象児童である第2子目には1冊、第3子目以降には対象児童1人につき2冊（一世帯につき、同一年度内に1回限り）